

# 財政状況の作成及び公表に関する条例

昭和 54 年 3 月 31 日  
条 例 第 9 号

改正 昭和57年12月11日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による財政状況の作成及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第2条 財政状況は、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間におけるものを 12 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間におけるものを翌年 6 月 1 日に公表するものとする。

2 管理者は天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、事故のやんだときから 1 月以内において、その期日を定めて公表しなければならない。

(財政状況の内容)

第3条 前条の規定により公表する財政状況には、次の各号に掲げる事項を登載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (3) 住民の負担の状況
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 12 月 1 日に公表する財政状況においては、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、小松加賀環境衛生事務組合公告式条例(昭和 53 年条例第 1 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表の手續に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。